

令和6年(2024年)3月11日
総務委員会資料
総務部総務課

議会の委任に基づく専決処分について

第1 和解について

【報告案件1】

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和5年（2023年）7月19日

(2) 事故発生場所

東京都中野区沼袋三丁目32番先交差点

(3) 事故発生状況

区の職員が、なかのみどりの貢献賞の審査に係る視察業務のため、庁有車で区道を北方面に向かって走行し、上記(2)の事故発生場所の交差点内に左折で進入したところ、相手方車両が南方面に向かって右折で当該交差点内に進入してきたため、当該職員が危険を防止するために当該庁有車を一時停止させていたが、そのまま走行を続けた相手方車両の右側後部が当該庁有車の右側後部に衝突した。この事故により、当該庁有車の右側リアフェンダー等が破損した。

3 和解（示談）の要旨

相手方は、本件事故により、区が被った損害（2(3)の庁有車の修理費の合計）328,609円について、区に対し賠償する義務があることを認め、区の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和5年（2023年）12月14日

第2 和解及び損害賠償額の決定について

【報告案件2】

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和5年（2023年）7月24日

(2) 事故発生場所

東京都杉並区高円寺北一丁目10番先路上

(3) 事故発生状況

相手方は、上記(2)の事故発生場所の中野区道を歩行中に、前方から来た歩行者を避けるため当該区道の端に移動したところ、当該区道上のアスファルト舗装の一部が剥離してできたくぼみに足を取られて転倒した。この事故により、相手方は左腓骨骨折の傷害を負った。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害 508,660 円のうち、双方の過失割合（相手方 7 割、区 3 割）に従い、152,598 円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和 6 年（2024 年）1 月 23 日

5 区の賠償責任

本件事故は、区道上のアスファルト舗装が剥離した部分が補修されていなかったことにより生じた事故であり、過失割合（相手方 7 割、区 3 割）に基づく区の賠償責任は免れないものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は治療費及び傷害慰謝料の合計 508,660 円であり、区の過失割合は 3 割であることから、区の損害賠償額は 152,598 円である。

7 事故後の対応について

上記 2(2) の事故発生場所のアスファルト舗装の剥離部分を補修し、くぼみを解消するとともに、区内全域の区道の路面状況を確認し、必要な補修を行うこととした。

【報告案件 3】

1 和解（示談）の相手方

練馬区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和 5 年（2023 年）12 月 28 日

(2) 事故発生場所

東京都練馬区三原台二丁目 8 番先路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの運搬作業のため、清掃車で自白通りを西方面に向かって走行し、上記(2)の事故発生場所で転回して反対車線に進入しようと当該清掃車を発進させたところ、当該清掃車の前方で一時停止をしていた相手方車両（原動機付自転車）の後部に当該清掃車の右側前部が衝突し、相手方車両が転倒した。この事故により、相手方車両のマフラー等が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害 132,220 円について、相手

方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和6年（2024年）2月19日

5 区の賠償責任

本件事故は、清掃車を運転していた区の職員が当該清掃車を発進させる際の前方の安全確認を怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した相手方車両のマフラー等の修理費の合計132,220円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行い、安全運転講習会を受講させることとともに、所属長から清掃車を運転する所属の職員全員に対し注意喚起を行い、安全運転講習会の受講を促すことにより、安全運転の徹底を図った。